

平成 23 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 岩田彰一郎
(コード番号:2678 東証一部)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 財務・IR・広報 統括部長
玉井 継尋
TEL 03-3522-8608

新株予約権（ストックオプション）発行に関するお知らせ

平成 23 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する発行に関しては、平成 23 年 8 月 4 日開催の第 48 回定時株主総会において「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」として承認された範囲内で行うものです。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役と株主の皆様との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資する目的で付与いたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当て対象者	人数(名)	割り当てる新株予約権の数(個)
当社取締役	2	620

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数(以下、「対象株式数」という。)は、100 株とする(なお、各新株予約権の目的たる株式の総数は 62,000 株)。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合、その他対象株式数の調整

を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

620 個(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株)とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。なお、有利発行には該当いたしません。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,650 円又は新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い価額とする。

なお、割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{1 \text{ 株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、合併または会社分割等を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 25 年9月 17 日から平成 28 年9月 16 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならないものとする。ただし、当社の取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合はこの限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規程等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利を即時に喪失するものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができる。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者(以下、「権利承継者」という)およびその代表者(以下、「承継者代表者」という)を、当社所定の書面により届出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行使しなければならない。ただし、新株予約権者が上記(6)に定める新株予約権の行使期間の開始前に権利を喪失、または死亡した場合は、この権利を行

使することはできないものとし、また、新株予約権者の死亡時より1年を経過した場合、この権利を行使することはできない。

- ③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき。)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(7)の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(9)に準じて決定する。
- ⑨ その他新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成 23 年 10 月 7 日

(13) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した際に新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権証券

当社は、新株予約権について、新株予約権証券を発行しない。

(15) その他新株予約権の募集等に関する必要事項の決定は代表取締役社長に一任する。

(ご参考：当社取締役に対する報酬等の額及び内容の決定に係る日程)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 23 年 7 月 4 日

(2) 定時株主総会決議日 平成 23 年 8 月 4 日

以上